

知名町告示第 28 号

知名町マスコットキャラクターデザイン使用取扱要綱を次のとおり定めた。

令和 5 年 4 月 3 日

知名町長 今井 力夫

知名町マスコットキャラクターデザイン使用取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、知名町マスコットキャラクター「ちなボー」(以下「キャラクター」という。)のデザインを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、キャラクターのデザインは、基本デザイン(別表 1)、キャラクターデザイン一覧(別表 2)を用いたデザインとする。

2 キャラクターの名称は、ちなボーとする。

(キャラクターに関する権利)

第 3 条 キャラクターに関する一切の著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)は、知名町(以下「町」という。)に帰属する。

(使用の申請)

第 4 条 キャラクターデザインを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、食品以外の商品等に使用する場合は、知名町マスコットキャラクター使用承認申請書(食品以外の商品等)(第 1 号様式)に、食品となる商品に使用する場合は、知名町マスコットキャラクター使用承認申請書(食品等)(第 2 号様式)に必要な書類を添付して町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 営利を目的とせず、個人若しくは家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用する場合
- (2) 町の関係機関が使用する場合
- (3) 町内に存する教育機関等が教育目的で使用する場合
- (4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
- (5) その他町長が適当と認めた場合

(使用の承認)

第 5 条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、当該申請が適当と認めるときは、知名町マスコットキャラクター使用(変更)承認通知書(第 3 号様式)により申請者に通知する。キャラクターデザインの使用を承認しない場合は、知名町マスコットキャラクター使用不承認通知書(第 4 号様式)により申請者に通知する。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、キャラクターデザインの使用を

認めない。

- (1) 町のPRに寄与しないものであるとき。
- (2) 町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 自己の商標や意匠として独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業に該当するとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長がその使用について不適當であると認めるとき

3 キャラクターデザインの使用承認期間は、承認日から起算して1年間とする。ただし、同様の内容を再度申請することは妨げない。

4 町長は、第1項の使用を承認する場合において、キャラクターを適切に使用させるため、必要があるときは、使用の申請に係る事項に対して修正を加え、又は条件を付すことができるものとする。

（使用料）

第6条 キャラクターデザインの使用料は無料とする。

（使用上の遵守事項）

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用するキャラクターデザインは、別表に定めたものとする。
- (2) 基本デザイン（別表1）、キャラクターデザイン一覧（別表2）で定めた色、形に従い、キャラクターデザインを正しく使用すること。ただし、キャラクターデザインの改変等の応用使用は、町長が認めた場合は、この限りではない。

2 キャラクターデザインの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、前項各号に掲げる事項のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 完成物件を提出すること。ただし、完成物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。なお、第5条の承認を要しない場合には、完成物件の提出を省略することができる。

（承認内容の変更）

第8条 使用者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、知名町マスコットキャラクター使用変更申請書（第5号様式）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、知名町マスコットキャラクター使用（変更）承認通知書（第3号様式）をもって行う。

(権利設定の禁止)

第 9 条 申請者並びに使用者は、商標法(昭和 34 年法律第 127 号)による商標登録、意匠法(昭和 34 年法律第 125 号)による意匠登録、著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第 10 条 使用者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(違反等に対する取扱い)

第 11 条 使用者が、この要綱に違反したときは、町長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等を行う。その場合、キャラクターを使用している者は、直ちに当該請求又は指示等に従わなければならない。

2 使用者が、この要綱に違反したときは、町長はその承認を取り消すものとする。この場合、使用承認を取り消されたものに損害が生じても、町長はその責めを負わない。

3 前項の通知は、知名町マスコットキャラクター使用承認取消書(第 6 号様式)をもって行う。

(損害賠償)

第 12 条 使用者が、キャラクターデザインの使用に関し故意又は過失により町に損害を与えたときは、町は、その賠償を請求することができる。

2 使用者が、キャラクターデザインの使用に関し故意又は過失により町に損害を与えたときは、使用者は、その損害を賠償しなければならない。

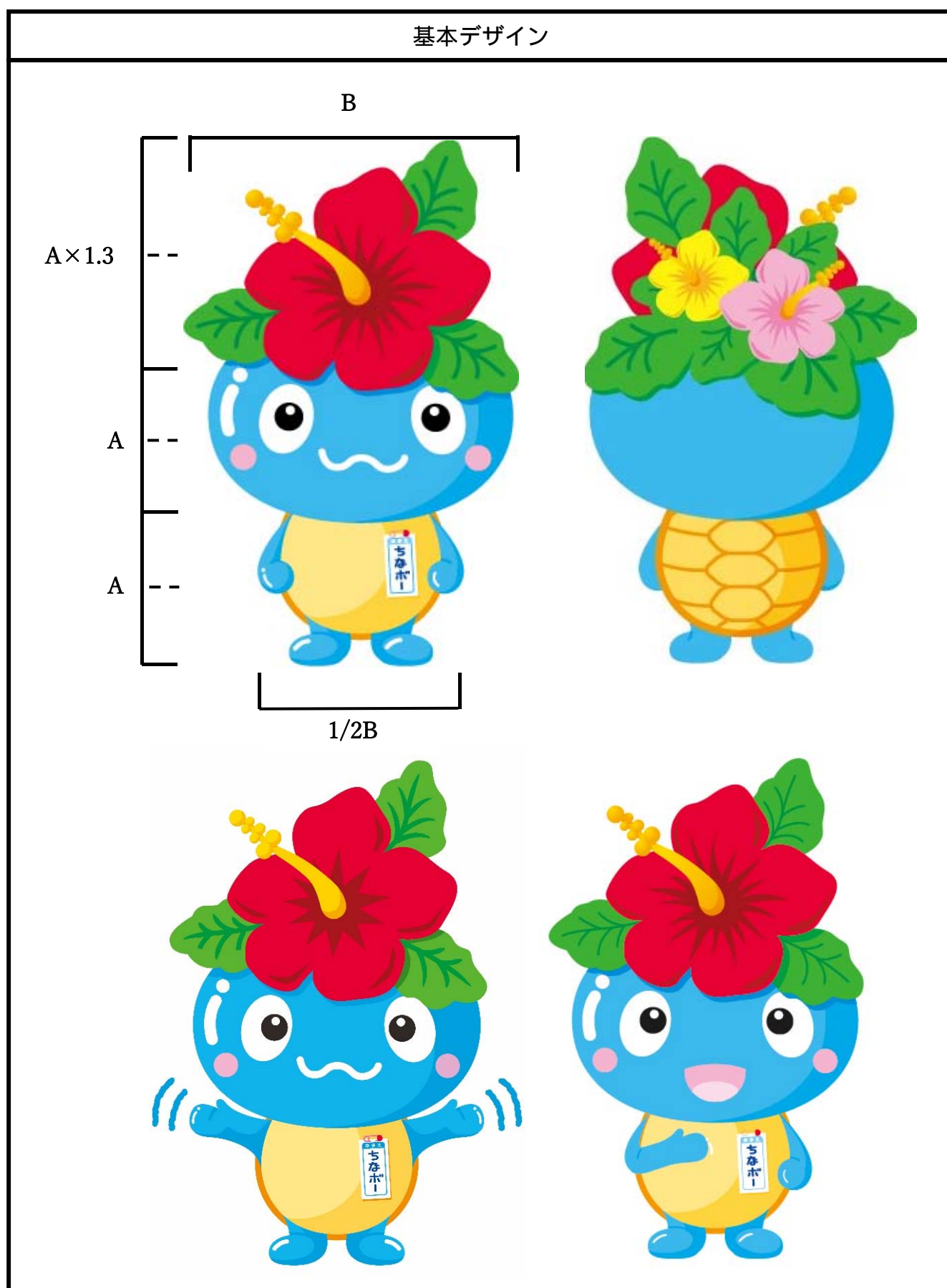
(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

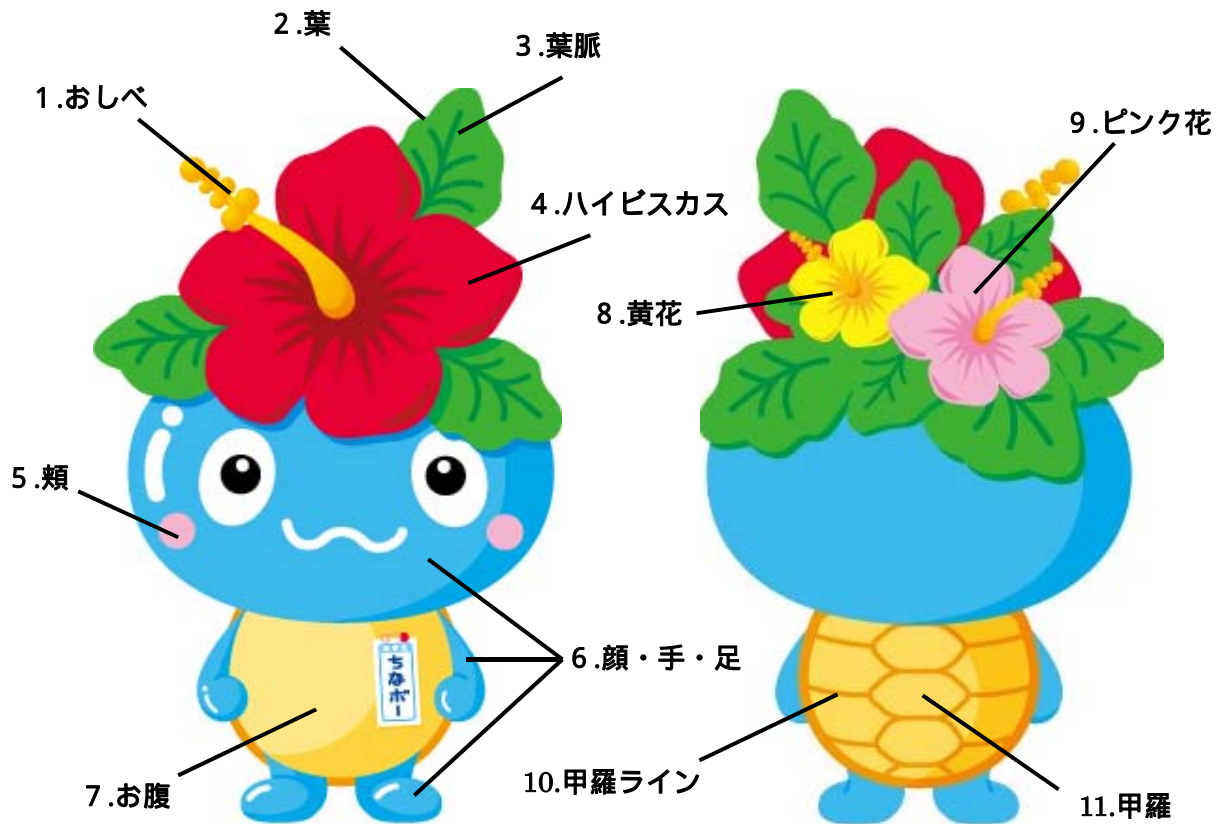
附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表1 基本デザイン（第2条及び第7条関係）



色指示



- | | | | | | |
|----------|---------|-------|--------|---------|------|
| 1.おしべ | コーンイエロー | 2.葉 | グリーン | 3.葉脈 | ブラウン |
| 4.ハイビスカス | レッド | 5.頬 | サンドピンク | 6.顔・手・足 | ブルー |
| 7.お腹 | レモン | 8.黄花 | イエロー | 9.ピンク花 | ローズ |
| 10.甲羅ライン | ゴールド | 11.甲羅 | レモン | | |

別表2 キャラクターデザイン一覧（第2条及び第7条関係）

No	キャラクターデザイン一覧	No	キャラクターデザイン一覧
ち-1		ち-02	
ち-03		ち-04	
ち-05		ち-06	
ち-07		ち-08	

No	キャラクターデザイン一覧	No	キャラクターデザイン一覧
ち-09		ち-10	
ち-11		ち-12	
ち-13			